

(参 考)

税制改正案の概要

1 個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成31年度分～）

- (1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引上げ

配偶者特別控除 の 控 除 額	配偶者の所得制限	
	現 行	改 正 案
33万円	合計所得金額45万円未満 (給与収入110万円)	合計所得金額90万円以下 (給与収入155万円)
配偶者の所得に応じて控除額が逡減		
適用なし	合計所得金額76万円以上 (給与収入141万円)	合計所得金額123万円超 (給与収入201万円)

- (2) 合計所得金額900万円（給与収入1,120万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを創設

合計所得金額900万円超950万円以下 控除額の3分の2
(給与収入1,120万円超1,170万円以下)

合計所得金額950万円超1,000万円以下 控除額の3分の1
(給与収入1,170万円超1,220万円以下)

合計所得金額1,000万円超 適用なし
(給与収入1,220万円超)

2 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し

対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、対象車種の範囲を縮小した上で2年間延長

3 自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し

重点化を行った上で2年間延長

4 地方消費税の清算基準の見直し

- (1) 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外

- (2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%（現行15%）、7.5%（現行10%）に変更

(3) 平成30年度税制改正に向け、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

II 地方消費税清算金

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 予 算 案	平成28年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方消費税清算金	39,541	42,451	△ 2,910	△ 6.9%

III 地方譲与税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 予 算 案	平成28年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
地方法人特別譲与税	18,507	17,677	830	4.7%
地方揮発油譲与税	1,617	1,625	△ 8	△ 0.5
石油ガス譲与税	84	97	△ 13	△ 13.4
計	20,208	19,399	809	4.2

IV 地方特例交付金

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 予 算 案	平成28年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
減 収 補 て ん 特 例 交 付 金	500	500	0	0.0%

V 地方交付税

(単位 百万円)

区 分	平成29年度 予 算 案	平成28年度 予 算 額	比 較	
			増 減 額	増 減 率
普 通 交 付 税	151,900	151,700	200	0.1%
特 別 交 付 税	2,000	2,100	△ 100	△ 4.8
計	153,900	153,800	100	0.1

VI 使用料、手数料の改正案概要

使用料及び手数料については、新たに整備される施設や新たに実施する事務についてその額を定めるとともに、法令の改正に基づく額の改正等、公正な受益者負担の観点等から見直しを実施

[主な改正例]

(現 行)

(改正案)

1 使用料

- ・道路占用料 (電 柱 1本/年) 940円～480円 → 1,000円～470円
- (地下埋設管 1m/年) 49円～ 25円 → 53円～ 24円

(所在地に応じて区分)

- ・産業振興総合センター 三次元形状評価装置 2,980円 → 5,810円
- LC/MS高速アミノ酸分析システム 新設 8,670円
- ・平城宮跡歴史公園 駐車場 乗合型自動車 [1回] 新設 2,000円
- 普通自動車等 [1時間] 新設 200円

2 手数料

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等 新設 543,000円～1,124,000円
- (新規・標準入力法を用いたもの) (床面積に応じて区分)
- ・旅行業約款認可又は変更認可申請手数料 新設 15,000円
- ・農業研究開発センター 定量分析手数料 5,550円 → 6,100円
- (肥料、土壌、農産物及び水に普通含有しない成分)